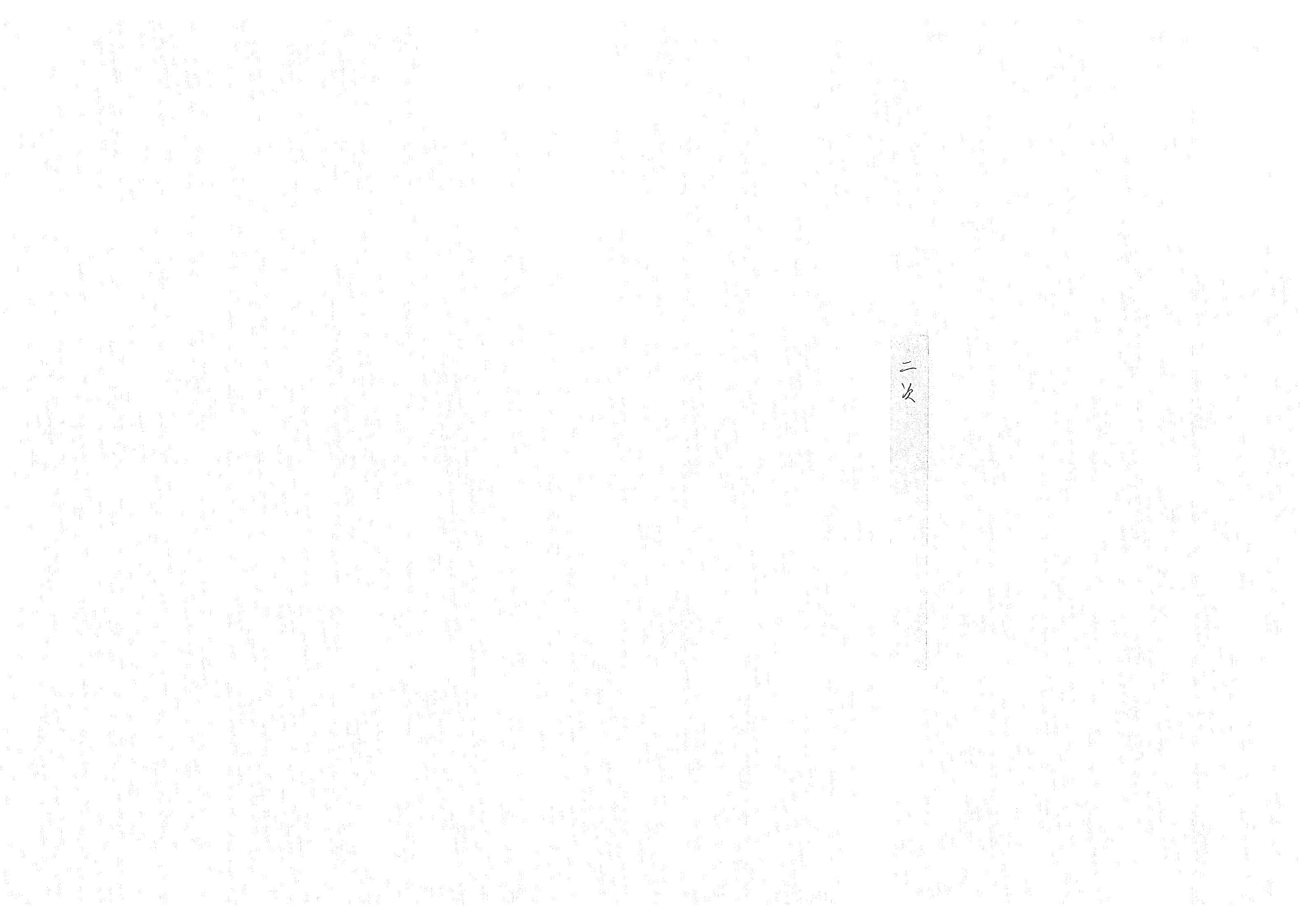


# 琉球大学学術リポジトリ

## 外資系企業等の取扱い（対内調整）(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): 外資導入申請書 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43431">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43431</a>



アメリカ局長  
 参事官  
 北米オ一課長

秘密標記(赤色)

第 208 号  
 昭和 45 年 10 月 15 日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所  
 高瀬 代表

(件名) 外資導入申請書(12件)の送付(オニシ)

引用公・電信  
 日付・番号 8月21日付 往信第 141 号

計 12 件  
 標記申請書別添リストの通り各一部別添送付

付印添付  付印空便(行)  付印空便(DP)  付印船便(貨)  付印船便(郵)

本信送付先:  
 本信写送付先:  
 配付先:

G A - 3 - 1

45.10.16

準備委員会  
 1970年10月2日

後継準備委員会日本国政府代表事務所  
 公使 吉岡一郎 殿

琉球政府  
 顧問代理頭長 様

準備委員会  
 顧問代理頭長 様

外資導入申請書の送付について  
 まだレハニヒニについて、8月24日から9月22日  
 までに受理した外資導入申請書12件を送付し  
 ます。

B 5 判 28行

琉球政府

受付年月日	件番号	申請種類	国籍	申請者の概要			対応係員	送付年月日	受領印	琉球政府
				申請者	申請額	相手方				
1970 8.13	13-184	新規	日本	日本ペイント株式会社	\$10,000	長嶺塗料店 (30,000)	各種塗料、ワースの製造、販売 購入、輸出入業務。 (日本ペイント(沖縄) 株式会社)			
1970 8.18	13-185	修正	中国	王 鴻濤 王 国平 王 国華	\$5,000	上宋三	八戸にて新たに王 国名を参り立てるところに 該人は\$5,000を投資する。 TOTAL: \$45,000 (経営業)			
1970 8.24	13-187	修正	中国	秦 蘭生	\$10,000 (増資)	嘉数千代子	1. 金沢村に支店設置 2. 予算\$5,000を追加する TOTAL: \$10,000 (経営業)			
1970 8.26	13-188	新規	米国	沖縄クトクラブ (代表者 ハートリック・ジョン・クラーク)	\$63,372		ヨット、クラブの管理、運営 停泊所、休憩施設、修復工 場等の設置施設の開拓			
1970 8.26	13-189	新規	米国	エフード・リラセレ ナスエヤレ	\$15,000		ホーリガルツーリズムの 製造、販売、輸出			

受付年月日	受付番号	申請種類	国籍	申請人	申請外資額	相手方	要點	対応年月日	受領印
1970 9.1	13-190	修正	香港	サックスオーバーソースリミテッド (FIB-182)	U.S.\$ 133,400 (増資)	-	代表者の変更及増資 (資本総額 100万香港ドル) U.S.\$33,300 → U.S.\$166,700		
9.1	13-191	新規	日本	長尾光雄	1,500 ドル	金城輝清 (1,000ドル)	(1)ビジネスライセンス (2)事務器具用品の輸入貿易及び 経営管理に関する委託		
9.3	13-192	経営	日本	窟田良夫 斎藤修一			沖縄東芝商品販売株式会社 への取締役としての登録参加		
9.14	13-193	更新	米国	ハーバードゴーブラス (FIB-364)		-	畜産物の飼育、加工、販売業		
9.16	13-194	新規	日本	森永乳業株式会社	60,000 ドル	株式会社 ナキ乳業	左記地元業者と資本提携し 乳製品の製造販売 地本資本 = U.S.\$140,000		
9.17	13-195	修更	韓国	金永鎬 (FIB-145)	7,000 (増資)	-	現免許下製造販賣 「原料種の導入」等の項目を新たに 追加している。又販賣所の設置追 加、及増資(7,000) TOTAL: 14,000 (韓国是直輸入品、不品の輸入販売)		

流域政府

八月九日

琉球政府

写
秋  
無期限

米北1号173号

昭和45年9月29日

沖縄復帰準備委員会  
日本国政府代表 殿

外務大臣

(件名)  
外賓要入室許可書(送付)

引用公・電信 日付・番号	8月24日付電信文141号
今般、沖縄・琉球復帰に伴い、當初宣言 された道筋の実現が困難である(第1)。	
1. 内閣の施政方針と復帰の実現を 計るに際しては、復帰の意図を、 (9月25日付電文1697号) 2. 海外(諸島)の防護を強化する。	
※ 付属添付 <input type="checkbox"/> 付属空便(行) <input type="checkbox"/> 付属空便(DP) <input type="checkbox"/> 付属船便(貨) <input type="checkbox"/> 付属船便(郵) <input type="checkbox"/>	

GA-2-1

外務省

78~1号、経済半報1号 109号 21. P.6

9月3日付経済半報1号 30号 第1版 (6月)

29日付沖縄・琉球復帰準備委員会 総幹事会

22年第2回公信連・経済会議(7月23日) 6. 15

記載の如く、準備委員会は、主代  
意の沖縄復帰の実現、復帰の  
新規開拓を実現する過程で、

GA-4

秘密表示(朱印)	
秘 無期限	

主官課宛送

郵便指標		急信用	汽船用	備考
主信	/	/	2	
付	4の8、			
届	(起業者保有)			

発送日 昭和45年10月22日  
処理日 昭和45年10月22日  
発信者名 タイプ 検査

文書課長 公信案(分類)

公信番号	米北1 第242号	公信日付	昭和45年10月22日
大臣	主 管	起案日	昭和45年10月19日
政務次官	アメリカ局長	電話番号	
事務次官	参事官		
外務審議官	北米オーラン		
内務審議官			
官房長			
協議先			

受信者	発信者
沖縄・北方対策庁長官	アメリカ局長
写送付免	(希望発送日)
	月 日

件名  
外資導入申請書(121件)の送付(第2次)について

GA-2 22務21 回観番号 2450

* 秘密標準(赤色)
------------

米北1第242号

昭和45年10月22日

沖縄・北方対策庁長官殿

外務省アメリカ局長

(件名)

外資導入申請書(121件)の送付(第2次)について

引用公・電信  
日付・番号 45年8月28日付往信米北1第183号

沖縄復帰準備委員会日本国政府代表より、公信(写  
し別添)をもじ、標記申請書の第2次分12件を  
送付越しあげたので、右申請書原本を別添のとおり  
送付します。関係省庁に對し至急写しを送付の上、各省  
の意見とりまとめた結果を専門連絡方お知らせします。

\* 付属添付□ 付属空便(行)□ 付属空便(DP)□ 付属船便(貨)□ 付属船便(郵)□

GA-2-1 外務省

(※印は文書課記入)

受領証	
外資導入申請書の第2次行 12件(原文)を送付公信	
以上確かに受取ました。	
45.10.22.	
外務省政局北米第一課 拙中	
沖縄化方対策行 881-1639	
真喜志、	

GA-6

外務省

秘密表示(朱印)			
<b>秘 無期限</b>			
部数指示	発信用	執務用	備考
主 信	/	/	2
付			
属	20	/	/
発送日	昭和45年12月10日		
処理日	昭和45年12月11日		
発信	郵便		
タイプ	枚		
公 信 案 (分類)			
文書課長			
公信番号	米北1第125号	公信日付	昭和45年12月9日
大臣	主管	起案 昭和45年11月28日	
政務次官	アメリカ局長		
事務次官	参事官		
外務審議官	北米第一課長		
外務審議官	起案者 東本 電話番号 2466		
官房長			
協議先			
条約課長			
国際協定課長			
法規課長			
受信者	在沖縄・高瀬大使	発信者	外務大臣
写送付先		(希望発送日)	
件名	外資導入申請書に対する意見送付		

GA-2

外務省

回覧番号 2841

9 303

\*秘密標準（赤色）

料七一第125号  
昭和45年12月10日

沖縄復帰準備委員会  
日本国政府代表 殿

外務大臣

(件名)

外資導入申請書に対する意見送付

引用公・電信 日付・番号	10月15日付貴信第208号及 9月29日付往信米北13738
-----------------	---------------------------------

沖縄・北方針葉より、冒頭貴信をもって送はれた本件申請書(字)に關し、同序に於て關係省庁の意見をも取り、總て日本政府の意見を別添  
公信字のとおり連絡越した。(準備類会)

つゝくは、準備類会、貴代表より米國政

※付属添付□ 付属空便(行)□ 付属空便(DP)□ 付属船便(貨)□ 付属船便(郵)□

(※印は文書課記入)

GA-2-1 外務省

2

符代表に對し、上記日本政府の意見を文書を  
もって通報あり。

なお、右米國政府代表に対する通報については  
は、冒頭往信の分を含め、今後回報あり  
れ。

GA-4

外務省

アメリカ局長  
参事官

北洋少司長

タモリ

タモリ

沖・北洋第2389の2号

昭和45年11月19日

外務省アメリカ局長 殿

沖縄・北方対策庁長官

沖縄進出外資導入申請(第二次)に対する意見について

標記について、別紙のとおり沖縄事務局長あて通知したので、  
お知らせします。

東北
関東
南
沖
海
統
理
科
學
協
公
連
絡
調
査
力
ナ
ダ
局
政

總理府

沖・北対第2389号  
昭和45年11月19日

沖縄・北方対策庁沖縄事務局長 殿

沖縄・北方対策庁長官

沖縄進出外資導入申請（第二次）に対する意見について  
10月2日付準疏第111号により復帰準備委員会および外務省を経由して送付のあつた外資導入申請書（写）について、関係各省の意見を徵したところ、下記の意見及び資料依頼のほかは、とくに意見がない旨申越しがあつたので、琉球政府に対し、その旨すみやかに伝達されたい。

記

1. イバノ商会

現在本土において、生牛および生豚の輸入については法令により制限がなされているので、復帰時において本土法令の適用を受けることとなつた場合には、沖縄において生牛または生豚

総理府

を輸入することについても、本土と同様に当該法令に従わなければならなくなる旨、申請者に説明願いたい。

2. TWA（トランスワールド・エアラインズ・インク）

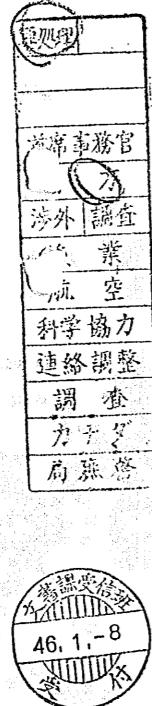
現在、TWAの沖縄乗り入れについては、沖縄が航空協定上米国の領域として取扱われているため、日本政府には何らの手続きをとることなくこれを行なつてはいる。一方、沖縄復帰後においては航空協定上も沖縄が日本の領域となるため、復帰後にはTWAが沖縄乗り入れを継続するためには日本政府の許可が必要となるが、復帰後も継続してこれを認めるか否かは、今後の日米両国政府の航空交渉の結果によるべきものであり、現時点では明確な結論は出ていない。

上記のように、TWAの沖縄復帰後の沖縄乗り入れの継続については、未だ不安定な状況にあり、このような状況の下においてTWAの恒久的な沖縄内の営業所の設置を内容とする外資導入は好ましくない。

3. ラッキー・フード・ストア

定款に掲げられている韓国式食品の定義が不明確であるので、事業内容（製造品目、製造方法等）について聴取のうえ回報願いたい（資料依頼）。

総理府



アメリカ局長 16  
参事官  
北米オーラン  
第 16 号  
昭和 46 年 1 月 7 日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所  
高瀬 代  
印

(件名)  
外資導入申請書に対する意見書の米側への送付

引用公・電信  
日付・番号  
昭和 46 年 12 月 10 日 付 資信米北 1 号 125 号

冒頭署名をして協訓令趣し日本政府の意見  
(写別添)  
立 1 月 7 日 付 申書向ても、米側に通報しておいた  
ので、報告する。年 1 月 29 日 付 資信米北  
付添付  付空便(行)  付空便(DP)  付船便(貨)  付船便(郵)

本信送付先:  
本信写送付先:  
配付先:

GA-3-1

464

在外公館

ナガミ号の米側への通報は、10月 22 日付 資信をもって  
行きついたので、同書面写併せ別添送付す。

GA-4

外務省

OFFICE OF THE JAPANESE GOVERNMENT REPRESENTATIVE  
TO THE PREPARATORY COMMISSION  
IN OKINAWA

22 October 1970

Dear Minister Schodt,

I would like to bring your attention to paragraph 6 of the Report to the Preparatory Commission from the Alternates, adopted at the Principals' meeting held on August 5, 1970, which reads as follows:

"The three Governments have agreed that the GRI will undertake to transmit, through the GOJ Element of the Commission, to the GOJ copies of foreign investment applications to the GRI.

Such comments as the GOJ may wish to make on them will be forwarded to the GRI through the proper channels agreed upon."

In accordance with the above-mentioned and its relevant procedures, I have been instructed to inform you of the comments which the GOJ has formulated on a foreign investment application submitted to the GRI by Mr. Vincente Lapitan, whose copy is enclosed herewith for your reference. The comments read as follows:

"With regard to the application by Mr. Vincente Lapitan for the renewal of his foreign investment license, if and when his business enterprise intends to get involved in educational activities by way of being "school" as referred to in the School

Minister Schodt

- 2 -

22 October 1970

Education Law, it will be required to obtain an approval as prescribed in the said law from the relevant authorities."

With best wishes.

Sincerely,

Ichiro Yoshioka  
Minister  
Alternate Representative of the GOJ  
to the Preparatory Commission

Mr. Eddie W. Schodt  
Minister  
Alternate Representative of the USG  
to the Preparatory Commission

OFFICE OF THE JAPANESE GOVERNMENT REPRESENTATIVE.  
TO THE PREPARATORY COMMISSION  
IN OKINAWA

January 7, 1971

Dear Minister Schodt,

According to the paragraph 6 of the Report from the Alternates to the Preparatory Commission on August 5, 1970, I would like to inform you of the comments which the GOJ has formulated on foreign investment applications submitted to the GRI. The comments are as follows:

1. Ivano Trading Co. Ltd.

At present, the import of living cows and oxen and living pigs are restricted by laws and regulations in Japan. If it should be decided that these laws and regulations be applied to Okinawa after reversion, the importer would be obliged to obey these laws and regulations in force in Japan. The GOJ would wish the GRI to explain the above mentioned to the applicants.

2. TWA (Transworld Airlines, Inc.)

Flying into Okinawa of TWA flight is now taking place without the need of taking any administrative procedures with the GOJ, because Okinawa is, at present, treated as a part of U.S. territory in terms of aviation agreement.

On the other hand, as Okinawa will become a part of Japanese territory at reversion, the authorization of the Japanese Government will then be required in order to continue the flying into Okinawa of TWA. Whether this will be made possible continuously after reversion will entirely depend upon the results of aviation negotiations now going on between the GOJ and the USG, hence at this stage any clear-cut conclusion has not yet been made.

As mentioned above, the possibility of flying into Okinawa of TWA after reversion still remains uncertain. In these circumstances, it is to be noted that such attempts for foreign investments as will entail the permanent establishment of TWA office are not desirable at this stage.

3. Lucky Food Store

As the definition on Korean style foods as mentioned in the articles of the Corporation is not clear, the GOJ would wish the GRI to provide more information in details about the contents of its operation (i.e. items of products, methods of productions, etc.) (For this purpose, more materials and data are requested from the GRI).

With best wishes,

Sincerely,

Ichiro Yoshioka  
Minister  
Alternate Representative of the GOJ  
to the Preparatory Commission

Mr. Eddie W. Schodt  
Minister  
Alternate Representative of the USG  
to the Preparatory Commission